

令和元年度 第4回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会会議 議事録（議事要旨）

1 日時：令和2年2月5日（水）午後10時00分～午前12時00分

2 場所：ポートサイドタワー12階第一会議室

3 出席者：（委員）

樽木 靖夫委員、永嶋 久美子委員、星 幸広委員

（臨時委員）

上田 裕子委員、魚地 道雄委員、野口 泰三委員、真鍋 健委員、山崎さなえ委員

（教育委員会職員）

神崎 広史 教育次長、伊藤 裕志 学校教育部長、山下 敦史 学事課長、

鶴岡 克彦 教育指導課長、木内 克英 教育支援課長、古山 智和 保健体育課長、

石川 英明 教育センター所長、千葉 直敏 養護教育センター所長

（事務局）

保田 裕介 教育支援課主任指導主事、

高橋 泰雄 教育支援課指導主事、岩脇 之俊 教育支援課指導主事

4 議題

- (1) 開会
- (2) 教育委員会挨拶
- (3) 協議
- (4) 事務局より連絡

5 議事の概要

- (1) 開会

木内教育支援課長の進行により開会した。

- (2) 事務局より報告

保田教育支援課主任指導主事から「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について報告があった。

- (3) 協議

6 会議経過

- (1) 開会

（木内教育支援課長）事務局に確認する。本日、傍聴人の方はいるか。

（保田主任指導主事）はい。傍聴人の方をお願いします。本日の会議については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報を含むため、3番の個別事案協議からは、非公開となる。傍聴人の方にはご退席いただくので、予めお知らせをする。

（木内教育支援課長）定刻となったので、始めさせていただきます。

それでは、「第4回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を開会させていただきます。本日進行は教育支援課長の木内が進行を務めさせていただきます。

このあと2番の報告、3番の協議に入らせていただく。本日の協議は、「いじめ重大事態に関する調査結果公表ガイドライン作成について」と「個別事案検討」の2点になる。先ほども連絡したが、「個別事案検討」につきましては、非公開で行う。では、この後の議事進行につきましては、永嶋副委員長にお願いしたい。

(2) 報告

(永島副委員長) それでは、会次第によりまして議事を進めさせていただく。

はじめに、「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について、事務局より報告をお願いする。

(保田主任指導) それでは、事務局より、「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について、報告する。資料の3ページについて、それぞれの表だが、上段の数字が平成29年度、下段の数字が平成30年度のものになる。時間の都合上、いくつかの項目をピックアップしての報告になる。さて、まずは「2 いじめの認知件数」をご覧いただきたい。いじめの認知件数は、894件から1200件に増加している。いじめの積極的な認知は、文部科学省も肯定的に捉えているところである。今後も、いじめ防止対策推進法に基づいた正しい認知を積極的に行うとともに、早期発見、早期対応及び組織対応を心がけるよう、学校現場には周知を図ってまいりたい。

続いて、「3 いじめの現在の状況」について。いじめが解消しているものの割合が、72.8%から63.3%に低下する。いじめの解消には、約3か月の見守りが必要になっていることを考慮し、適切な見守りを続けているものと捉えている。

「4 いじめ発見のきっかけ」では、アンケートによる発見が17.7%から29.7%へと増加し、発見のきっかけでは最も多くなっている。こうしたデータとともに、アンケート実施の在り方やアンケートを基にした教育相談の在り方などを、学校現場に改めて周知をしたいと思う。

資料の4ページについて。不登校児童生徒数の増加は、いじめの問題とともに、千葉市の喫緊の課題の一つである。不登校対策について、関係諸機関との連携を密にしながら、その対策に当たっていききたいと考えている。

雑駁ではありますが、報告とする。

(永島副委員長) ただいま事務局から説明があった、委員の方々に何か質問や確認したいことがあればお願いしたい。

(永島副委員長) 「3 いじめの現在の状況」の中で「その他」とあるが具体的にはどんなことか。

(保田主任指導主事) いじめについて認知はしているが、取り組みにはいわずに事実確認の状態というものを指している。

(岩崎委員) 「7理由別長期欠席者数」の中で、病気の中には精神的なものも含まれるのか。

(保田主任指導主事) 基本的なものは身体的なものとして捉えている。保護者の方から病気で欠席と連絡を受けているものはここに入ってくる。心身の不調の原因が仮にあるものについては分からない。学校は、保護者の方から病気で欠席と聞いているものの数を数えていると捉えている。

(岩崎委員) 精神科医からの診断書が出るとどうなるのか。

(保田主任指導主事) 病院から診断書が出た場合は、身体、精神的なものに係わらず、診断書の通りと捉えている。

(真鍋委員) 「4 いじめ発見のきっかけ」で、「本人からの訴え」はどこに本人が訴えているのか。

(保田主任指導主事) 調査の内訳については、各学校に伺っている調査表がこのカテゴリーになっているため詳細についてはわからない。

(野口委員) 今回でなくてよいが、全国版のデータがあると比較ができて良いのだが。

(永島副委員長) 全国のデータと比べて千葉市の顕著な傾向はあるのか。

(保田主任指導主事) いじめ、不登校についてもどこの自治体においても数値は高い。飛び抜けて千葉市の数

値が高いということではない。今までの千葉市の経年比較を見ていくと、両方とも数値は上昇しているので対策は市としてとらないといけない。

(野口委員) アンケートは市内統一か、学校で独自か。

(保田主任指導主事) 基本的には学校ごとに作成している、千葉市としては、「いじめ対応マニュアル」にひな形を掲載しており、それを参考に各学校が使いやすい形で作成している。

(永島委員) どんな案件とか、本人から訴えを受けやすいのはどんな場面なのか、この結果から分析できると良い。これだけでも重要なデータだがそういったところが見えると良い。

(真鍋委員) 「7理由別長期欠席者数」は特別支援学校のデータは別か

(保田主任指導主事) 特別支援学校のデータは別である。

(魚地委員) 「1暴力行為の発生件数」について、小学校の低学年の暴力行為が減らないというのが全国的な傾向であるが、千葉市としての傾向は？

(保田主任指導主事) 教育支援課に入っている情報では、これまでの傾向に比べると低年齢化はすすんでいるように感じる、以前だと高学年の事案だったことが小学校中学年や低学年で起こっている。

(3) 協議 (いじめ重大事態に関する調査結果公表ガイドライン作成について)

(永島副委員長) それでは、3. 協議に入る。はじめに、「いじめ重大事態に関する調査結果公表ガイドライン作成」について事務局より説明をお願いします。

(保田主任指導主事)

・いじめ重大事態に関する調査結果公表ガイドライン作成について

前回の本委員会において、協議いただきました内容等を踏まえて、原案を変更している。それでは、改めてガイドラインの内容について、前回からの変更点を中心に、簡単に説明する。

・「3 公表の方法 (1) 公表資料の作成」では、前回、公表資料の作成は教育委員会が行うことを確認した。また、「なお」から以降の文言については、千葉市が作成した「情報公開事務の手引き」の文言を使って、書き改めている。

・(5)・(6)の「公表する場合の要件」と「関係者への説明等」は、前回案とは順序を入れ替えている。

・「(5) 公表する場合の要件」について

被害者側から公表反対の意思表示があった場合、前回案は「b：件名以外を非公表とし、被害者側の同意が得られなかった旨について公表することとする。」だったが、「a：公表資料の作成及び公表は行わないこととする。」とした方が、被害者側の意思を強く反映した形になるのではと考えた。この点については、ご意見を是非とも頂戴したいところである。

・「(7) 手続き」に関しては、公表を希望する場合はそこに書かれた手順で行い、公表を希望しない場合は、(5)のa案を強く反映したものとなっている。

説明は以上である。

(永島副委員長) 特に議論が必要な(5)については、時間をとりたいと思う。ここはということがあれば随時質問をしていただきたい。

(野口委員) 公表しない場合、加害者側に捜査が終わったとか、終わっていないとか、どうなったかとか、個別の問い合わせがどうなったかとかはどのように伝えるのか。

(保田主任指導主事) 報告書が答申としてあがった段階で、被害者側にはお渡しする。同様に加害者側にも報告書の内容について説明する形をとる。

(野口委員) それは被害者側から公表反対の意思表示を示された場合も、加害者側に説明するのか。

(保田主任指導主事) 捜査対象になった方々には説明する。

(岩崎委員)「(5) 公表する場合の要件」で、「公表を原則としているが当該被害者児童生徒等」の「等」とは関係者全てと考えてよいか。それとも家族と考えているか。

(保田主任指導主事)こちらは、被害生徒及び保護者、家族を示している。

(岩崎委員)「等」と書くと非常に広くなってしまう。関係者全員のように見えるが

(保田主任指導主事)検討させていただきたい。

(永島副委員長)「被害者側」とその下の文で使っているので齟齬があるように感じる。

「(7) の手続き」であるが、②で「被害児童生徒・保護者に所見及び公表の可否の確認」と書いているが、公表の可否だけでよいか。

(保田主任指導主事)所見についても確認する。

(永島副委員長)公表ガイドラインの内容だが、所見は市長に提出するときに出す部分だと思うが、ここで所見について論ずる必要があるのか疑問に思う。学校のガイドラインでは、その手続きは別ではないか。

(保田主任指導主事)了承した。

(永島副委員長)その下の欄にアイウエとあって、アイまでは「公表資料案」でウから「公表資料」になっている。それは意図的なものはあるのか。エは「公表資料の完成」で良いと思うが、ウは「公表資料案」を見せるのか「公表資料完成版」を見せるのか。

(保田主任指導主事)完成版ではないが、それをもって現時点での資料案について説明や提供をさせていただく。それを踏まえて完成としている。

(永島副委員長)ウで「被害者側の意見表明の確認」と書いてあるが、被害者側の意見の確認のことか。意見表明の確認か。

(保田主任指導主事)内容的には意見の確認である。表明できるかどうかということである。

(永島副委員長)被害者側への意見表明の機会の付与みたいなことか。

(保田主任指導主事)その通りである。

(永島副委員長)形式的なことなので後で整えていただきたい。

(樽木委員)「(5) bの被害者側から同意が得られなかった場合」は件名を公表することになることだが、どんな例になるのか。

(保田主任指導主事)公表資料を実際作って見たときの重大事態調査報告概要、重大事態があってそれを調査して報告したとわかる件名。例えば「〇〇小におけるいじめ」であるとか、重大事態の種別については考えてはいない。

(永島副委員長)「(5) 公表する場合の要件」は重大事態が発生したということを市民に広く公表するという「知る権利」と、被害者がそれを公表したくないという「プライバシーの点」と比較考慮の点で決め、どちらを重くするかによって a か b に決まることになる。b の件名が重大事態であるならば、「市民の知る権利」を満たす部分は「重大事態」という事実だけであり、それ以上に記していくと、被害者のプライバシーは侵害されるが、市民の知る権利は満たしていくことになるので、a か b か、b の選択をした場合、どのくらいのバランスかということを含めて、ご議論いただければと思う。

(上田委員)何も入れないと公表する意味がなくなってしまう。

(永島副委員長)ちなみに他市はどうか。

(保田主任指導主事)他市では、ガイドライン自体がある自治体は少ない。事案や被害者の意向によるところが大きい。明確に文言で表すことで、千葉市の方向性を示していくことに意味がある。他市では非公開にしているところが多い。

(永島副委員長)a なら事実上とっていることが多いということか。

(保田主任指導主事)被害者によりそったマニュアルということを調査委員会が考えているということであ

る。

(永島副委員長) 被害者が反対したら a か b の選択しかないが、被害者が反対したけど公表するということは考えていないか。

(保田主任指導主事) 考えていない。

(野口委員) 全く何も公表しないと、この委員会が動いているのかいないのか分からない。一部分しかわからない可能性があるので、調査自体はアナウンスした方がよいのではないかと。少しでも周りに知られたくないという思いがあるのも事実なので、〇〇小とか●●地区といれるのは適当ではない。分かる人が見れば分かるという書きぶりは避けるべきである。あとはどこまでの情報をいれるのか。ただ単に「調査が行われました。」ということだけでも良いと思う。

(永島副委員長) 外部の方もこういうガイドラインになっているかとわかるのか。

(保田主任指導主事) 外部にガイドラインを示すことを考えている。公表するしないを考えている。

(永島副委員長) 結局公表しないと発表したことによって、被害者側が同意しなかったとわかることになる。しかも b 案は「被害者側が同意しなかったために公表しません」と書くという案であるが、被害者側が同意しなかったことは HP に掲載されたときに誰だろうと推測されるというのが b 案の懸念材料である。

(永島副委員長) 重大事態があったことは市民に告知すべきだと考えるが、調査報告から見ましたという形か、統計という形かは問わないと考える。HP のどこかに、何年度の重大事態の調査結果答申は何件でましたと書く欄があるとよい。そういう形での情報公開は必要である。事案ごとの情報公開がなくても、市民の知る権利は満たされると考える。a 案にして統計をどこかに載せるというのも一つの案だと考える。

(野口委員) 日付を入れたら、何の案件か分かるのか。重大事態に日付を書く必要があるのか。重大事態から、調査結果が出るまで、かなりのタイムラグが発生するはずで、それでスイッチできるのかという気がする。わかる人が見ればわかるのかと思う。

(永島副委員長) 答申の日付しか書かなければ、我々にはわからないのでは。

(野口委員) 重大事態の日付までいれたら分かる気がする。

(永島委員) 「同意が得られなかった」と書くのではなく、「ガイドライン何条により」と書く方が被害者側のインパクトを少なくすることになるのではないかと。

(山崎委員) いじめは被害者を守り抜くが大前提になるが、公表しないとすれば公表しない。あったということも分からないためには a 案がよいのでは。

(魚地委員) 懲戒処分でも子供が被害になれば名前は伏せるが、地元の人にはそれとなく分かる。間があいていても市内でも重大事態は、地域の人がある程度わかるので、被害者が望むのであれば、その意向を重んじる。反面、市民の方に安心感を与えるためには、何かあった場合は行政が中心となってこういう会議をやっているということを示していけないといけない。学校現場の人間からは、済んだことはそっとしてあげようと思うが、行政的には市民の信頼を得るために何らかの形でこういう事案が何件あって解決しましたという報告する方法があった方がよいと思う。

(真鍋委員) 保護者が心配するのは本人がこれからどうなっていくのかということである。それを考えると a 案だと思う。

(星委員) a、b 案どちらとも決めかねる。

(樽木委員) 趣旨のところをみると文科省ガイドラインは特段の支障がなければ公表という一文がひっかかる。いじめは誰におきてもおかしくないというのは市民共通の考えになっていると思うので、先ほどの議論した問診の日付で重大事態、ガイドラインの何条何項というのがよいのでは。

(岩崎委員) 基本的には a 案で良いと考える。第三者機関がやっているというのは他の形でも知らせることができるのではないかと。

(永島委員) これらの議論を踏まえながら教育委員会でご検討いただきたい。

(保田主任指導主事) いただいた意見をもとによりよいガイドライン作りに邁進したいと考える。

(4) 協議（個別事案検討）

議題3に係る個別事案検討については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報（個人情報）が含まれているので表示していません。